

鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある 支え愛社会づくり推進条例

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課地域福祉推進室課長補佐 三浦 敏樹

鳥取県は、「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」を制定した（条例第28号として、令和4年12月26日公布、令和5年1月1日施行）。

条例づくりに当たっては、家庭支援研究会での議論、関係団体へのアンケート等、本人・家族への聞き取り調査、市町村との意見交換等を行った。条例では、県の責務として支援を行う団体などの有機的連携を図ること、情報の提供、助言等を掲げている。

1 条例制定の経緯

（1）条例制定のきっかけ

本条例制定の直接のきっかけは、令和3年12月の県議会の質問です。議員から埼玉県を例にヤングケアラーの支援条例を制定すべきではないかとの質問がありました。

知事は、家族の問題はヤングケアラーに止まらず、老老介護や80代の親が50代の子どもの生活を支える8050問題もあり、本来は市町村の課題であるが、県として寄り添い支える体制を市町村と一緒につくるよう、時間をかけて検討したいと答弁しました。

福祉保健部で検討の結果、面接による調査

を行って課題を把握し、当事者などによる家庭支援研究会を設けて分析や必要な施策を検討することとして、令和4年5月定例会に補正予算を提案し、議決いただきました。

（2）家庭支援研究会

条例について議論する家庭支援研究会（以下、「研究会」という。）の委員は、自らもヤングケアラーを経験したヤングケアラーの支援者、認知症の人や障害者の家族、認知症の本人、ひきこもりの人の家族や支援者のほか、社会福祉協議会や市町村の担当者など、当初は14名、最終的には17名にお願いしました。

令和4年5月27日に第1回の研究会を開催

しました。冒頭の知事挨拶が条例制定の考え方をよく表しており、要約して紹介します。

ヤングケアラーや老老介護 8050問題は、本来、家庭の中で解決できたかもしれませんが、現在は核家族化しています。家庭の機能は、今まで制度や仕組みの枠外に置かれていましたが、法制度を見直すことが必要です。

この鳥取はいろんな実践活動があり、サポートや、仲間同士で助け合いをされている皆様の体験や良き実演を、制度化して展開して、みんなが支え合いながら生きていける、そういう家庭安心の支え合いの社

会、それを条例などで表現をして、皆で役割を分かち合っていていけないだろうかということでした。

鳥取県独自の仕組みづくり、条例づくりをしながら、市町村や業務団体でのネットワークを組むことにより、本当に安心して人生を送れる地域社会に変わっていくのではないかと思っています。

その後、研究会は11月8日まで6回開催し、様々な御意見をいただきました。

「本当に困っている時は相談に行きづらい」、「SOSを出さない人の課題について調査すると、孤独・孤立の問題が隠れている。気付いた人が支援につなぐことができるような地域づくりが必要。」といった孤独・孤立に関わる意見がありました。

(3) 団体へのアンケート、意見交換

障害や難病により、援助を必要とする本人や家族、本人などの当事者を直接支援している人が加入する16団体に、7月にアンケートを行いました。また、7月中旬から9月中旬にかけて17団体とオンラインで意見交換を行いました。

(4) 本人や家族への聞き取り調査

また8月には、研究会の委員が所属する団体のうち、6団体に委託して、本人や家族に聞き取り調査を行いました。団体役員など調査を行う者と調査の対象者との信頼関係が既であり、短期間での調査が可能となりました。「家族がお世話をするのだと祖母に言われており、公的支援なしに一生面倒を見ると思うと辛い」との意見もありました。

(5) 市町村担当課長・担当者との意見交換
ヤングケアラーや、援助が必要な高齢者、障害者の施策は市町村が中心となります。市町村の担当課長・担当者とは、8月、10月、11月と意見交換を重ねました。

2 条例の内容

令和4年12月に可決・公布、翌年1月施行の条例の主な内容は次のとおりです。

(1) 県の責務

県の責務として第4条では、支援を行う団体などの有機的連携を図ることと、情報の提供、助言その他の必要な支援を掲げています。さらに第10条で市町村と連携した施策の推進を定め、その内容を別表で定めています。

ア 特定援助者への施策

本条例では、家族等が無償で行う介護や世

話などを「家庭内援助」とし、ヤングケアラーなど家庭内援助を行う者を「特定援助者」と規定しています。

別表の中では特定援助者を支援する施策として5項目を掲げています。

そのうち「一時的に特定援助者に代わって家庭内援助を提供する取組」は、アンケートでの「援助を行う者の休憩・休息が必要」「援助を行う者がヘルパー利用できることが大事」という意見を反映しています。

また「ヤングケアラーは自分で気付かないこともある」との意見を受けて、施策の中に「特定援助者を早期に認知するための研修、県民への普及広報活動」を加えています。

イ 被援助者への支援

また本条例では、家庭内援助を受ける者を「被援助者」としています。被援助者への施策には、サービスの充実や施設の整備などに加えて、「特定援助者が高齢化した場合などの地域生活の継続に向けた支援」を掲げています。

本県では平成25年から、手をつなぐ育成会と共同で、親が元気なうちから本人に必要な支援内容や支援機関を記載する「あいサポートファイル」の取組を進めています。親亡き後、きょうだいには親と同様の支援は望めないし、させたくない」との意見を踏まえ

たものです。

ウ 特定援助者等への施策

この条例では、特定援助者と被援助者（家庭内援助を行う者、受ける者）を合わせて「特定援助者等」としています。

そして、特定援助者等の精神的・身体的不安を軽減するための支援をまとめて「特定援助者等支援」としています。

特定援助者等への施策は8項目あり、最初に「ネットワークの充実及び連携を推進」を掲げています。そこには、研究会での議論で浮かび上がった、次の考え方があります。

- ・ 特定援助者はもちろん、被援助者にも人的なネットワークがある。
- ・ 被援助者が参加する趣味の会などもネットワーク。周囲の理解が進み、支援を受けて動くのが当たり前になれば、講師など役割を果たせる。会への参加中は家族の休息にもなる。
- ・ 被援助者に対する支援も、それぞれが被援助者を取り巻くネットワークとなっている。
- ・ 分野により、支援は充実してきている。
- ・ 様々なネットワークをつなげることで、解決につながることもある。
- ・ 本人と家族の一体的支援が必要。

支援が充実していく一方で、「ひきこもり

の支援には法的根拠がない」という意見もあり、2番目の項目として「既存の法令等サービスによっては十分な援助を受けることができている者への制度の創設などによる支援」も掲げています。

またアンケートでは「家族の立場に立った情報入手先が見当たらない」、面接調査では「介護家族の集いに参加して、病気のせいだと分かり、対応方法の助言をもらい気が楽になった」との意見もあり、「相談体制の整備（新設）又は（既存窓口の）充実」、「ピアサポートの推進や自助グループの育成」を掲げています。

工 人材の育成

第11条は人材の育成を定めており、その中に「支援の調整を担う人材の育成及び確保」を掲げています。

市町村に「重層的支援の取組で、いろんな機関で相談を受ける窓口を多く設けたい」との意向があります。相談を受けた窓口は、適切な機関に引き継ぎ、引継ぎを受けた機関は支援の調整を行います。複合化した課題では複数の機関の調整が必要です。研究会の委員からも「直接支援する人だけでなく、コーディネートする人の育成も必要」との意見がありました。

オ 普及啓発

第12条は普及啓発を定めています。団体との意見交換では「地域の人は見守ってほしい。分かる人がいてくれることが心の平安につながる。」との意見がありました。

(2) 市町村の責務

本条例では、市町村の責務として、第5条に、法令等に基づくサービスの提供や包括的な相談支援体制の整備、援助する人される人の社会参加のための支援、住民相互の交流促進を掲げています。

また、法令等のサービスでは十分な援助が受けられない人に向けて、制度の創設や地域の社会資源の活用により支援するよう市町村は努めることとしています。

市町村が制度の狭間にある人を対象として新たな制度を創設した場合等には、第13条により、県は財政上の措置を講ずるよう努めることとしています。

(3) 個人情報の共有

第9条では「個人情報の活用と保護」として、法令の規定又は本人の同意を得て、関係機関などで「個人情報を共有するよう努める」としており、次の意見を反映させた条文です。

新型コロナウイルスの影響で深刻化した孤

独・孤立問題に取り組むため、本県でも官民一体で取組を推進する「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を設立しました。令和4年9月の第1回会議で本条例を議題としたところ「複数の問題を抱える相談者の支援は、関係機関同士の連携が肝。その環境づくりが重要」との意見がありました。

市町村にも「多機関が関わる場合は、個人情報共有する根拠が必要」との意見があります。

(4) まとめ

ヤングケアラーには援助を必要とする家族があり、複合的な課題を抱える家庭には、多機関が連携した支援が有効です。連携には調整する人材と、必要な個人情報共有する根拠が必要で、それらに対応して条文を定めています。

また地域のサークルや家族会など、被援助者(本人)や特定援助者(家族)の人的ネットワークは、それ自身が負担の軽減となります。さらにネットワーク同士をつなぐことが課題解決につながるとの意見もあり、ピアサポートなども含めてネットワークの充実を掲げています。

3 今後の展開

団体へのアンケート・意見交換、当事者への聞き取り調査で明らかになった課題は多く、条例への反映にはなじまないものの、県の施策推進の上で参考となる意見も多くありました。

そこで、聞き取り調査などの結果は、福祉保健部内の関係各課などと共有しています。相談窓口の充実やヤングケアラーへの支援は、令和5年度当初予算で事業化して取り組んでいます。今後も御意見を踏まえ、課題解決に向けて、条例に則って互いに支え合う社会づくりを目指して取組を進めます。

なお、条例本文は次のホームページにPDFファイルにて貼り付けていますので、御参照ください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/309130.htm>

●第71号(2022年11月発売) 定価 1,265円(税込)

・特集 誰一人取り残さない社会へ—自治体の孤独・孤立対策—

誰一人取り残さない社会の実現に向けた孤独・孤立対策
孤独・孤立対策の取組について
「伴走型支援」とは何か～つながりが物語を創る～
社会的孤立から考えるひきこもり・8050問題
障害者の社会的孤立と支援について
ウィズコロナ時代の生活困窮者支援と孤独・孤立対策

・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

札幌市動物園条例
地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援に関する条例

・トピックス

第12次地方分権一括法の解説
改めて考えよう!自治体の情報セキュリティ～尼崎市のUSBメモリー紛失事故をきっかけとして～
「生活困窮者の自立支援対策に関する行政評価・監視」の解説



商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい フリーコール(通話料無料) TEL: 0120-953-431 Web FAX: 0120-953-495 受付時間: 月～金 9時から17時 URL: <https://gyosei.jp>